

# 大阪日航日本語学校学則

令和6年5月10日策定

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本機関は、日本語を通じて母国と日本との相互理解を推進し、世界の様々な分野で活躍し、国際社会の平和に貢献し、次世代を担うことのできるリーダーとして世界に羽ばたく人材を育成することを教育理念とし、日本語学習を通じて柔軟な思考力と日本文化に対する感性を磨き、日本語の実践的運用能力を身につけることにより、社会性、対人関係性の向上に資するコミュニケーション能力を高め、地域並びに国際社会の諸課題に主体的に取り組むことができる人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本機関は、大阪日航日本語学校と称する。

### (組織)

第3条 本機関には、留学課程進学2年コースを置く。

### (主たる事務所の所在地)

第4条 本機関の主たる事務所は、兵庫県伊丹市宮ノ前三丁目5番32号に置く。

## 第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

### (実施期間)

第5条 日本語教育課程及びコース並びにそれらの評価等を実施する期間は4月1日から翌年3月31日までを一周期とすることを基本とする。

第6条 本機関が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 休業日は次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する日
- 三 夏季休業（8月1日から8月29日まで） 20日間
- 四 秋季休業（9月25日から10月7日まで） 9日間
- 五 冬季休業（12月25日から1月6日まで） 8日間
- 六 春季休業（3月18日から4月4日まで） 13日間

3 機関長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。

4 第二項に定める休業日のほか、機関長は臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 日本語教育課程

(コース、終業期間・収容定員)

第7条 本機関には、各部に以下の表の各部の項の代2欄に掲げる日本語教育課程を置き、修業機関、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ第三欄から第七欄までに掲げるとおりとする。

部	日本語教育課程	修行期間	日本語能力	収容定員数	授業科目	授業時数
午前の部・ 午後の部	進学2年コース	3か月	A1	80人	聞く	48時間
					読む	48時間
					話す（やり取り）	42時間
					話す（発表）	42時間
					書く	60時間
午前の部・ 午後の部	進学2年コース	3か月	A2	80人	聞く	48時間
					読む	48時間
					話す（やり取り）	42時間
					話す（発表）	42時間
					書く	60時間
午前の部・ 午後の部	進学2年コース	4か月	B1	80人	聞く	64時間
					読む	64時間
					話す（やり取り）	48時間
					話す（発表）	48時間
					書く	96時間
午前の部・ 午後の部	進学2年コース	9か月	B2	80人	聞く	144時間
					読む	144時間
					話す（やり取り）	108時間
					話す（発表）	108時間
					書く	216時間

#### (教育の提供方法)

第8条 本機関は、学習者、企業、関係行政機関その他の関係者の要望に適切に対応するため、学習者の目的及び目標に応じ、当該学習者が在籍する日本語教育課程を構成する授業科目又はその一部を用いて体系的に編成したコースを提供することを基本とする。この場合において、学習者が、日本語教育課程を構成する授業科目をすべて受講し、当該日本語教育課程全体を受講することを妨げない。

2 コースの収容定員数は、前条の表の第五欄に掲げる収容定員数の内数とする。

#### (クラス編成)

第9条 クラスは、同時期に同一の日本語教育課程又はコースを受講する受講者を、20名以下ごとに分けて編成する。

### 第4章 学習の評価、課程修了の認定

#### (学習の評価)

第10条 学習の評価は、日本語教育課程又はコースの再周囲に実施する試験に基づいて行う。

2 前項の試験は、筆記、集団討論若しくは口頭試問、又はこれらの組み合わせにより行う。

#### (修了の認定)

第11条 日本語教育課程本校所定の日本語教育課程又はコースを受講した者には、学習の評価において一定の成績を修めることを条件に、修了証明書を授与する。

### 第5章 教員及び職員組織

#### (教員及び職員組織)

第12条 本機関に、次の教員及び職員を置く。

- 一 機関長（校長）1名
- 二 副機関長（副校長）1名
- 三 日本語教員（本務等教員2名以上 うち主任教員1名）
- 四 日本語教員（3名以上）
- 五 生活支援担当者（教員及び事務職員兼務）
- 六 事務統括責任者
- 七 事務職員（事務統括責任者を除く。）2名以上

#### (機関長及び副機関長)

第13条 機関長は、本機関の業務をつかさどり、所属する教員及び職員を監督する。

2 副機関長は、機関長を助け、命を受けて本機関の業務をつかさどるとともに、機関長に事故があるときはその職務を代理し、機関長が欠けたときは臨時にその職務を行う。

#### (主任日本語教員)

第14条 日本語教員の中から、教育課程の編成及び他の教員の指導の責任者として、主任日本語教員を置く。

#### (教員会議)

第15条 職務の円滑な執行に資するため、教員会議を置く。

2 教員会議は機関長が主宰する。

## 第6章 在籍等

### (在籍)

第 16 条 本機関に在籍できる者は、わが国で進学を目指し、さらに就労することを目指す外国人等で、別に定める受講基準を満たし、機関長が許可した者とする。

### (在籍の開始時期)

第 17 条 在籍の開始時期は、受講する日本語教育課程又はコースごとに機関長が定める。

### (受講申請)

第 18 条 受講を希望する者は、本機関所定の受講申請書のほか、必要な書類を提出しなければならない。

### (中途終了)

第 19 条 日本語教育課程又はコースを修了せず、途中で受講を終了しようとする者は、その事由を記して届け出なければならない。

### (中断)

第 20 条 業務の都合、病気又はやむを得ない事由により、引き続き 1 月以上受講することが困難となつたときは、その事由を説明する書面を添え、機関長に中断を願い出ることができる。

### (修了等)

第 21 条 日本語教育課程又はコースのすべての授業の受講を終えた者及びこれらを修了した者は、在籍を終えることとする。

## 第7章 受講料等

### (受講料等)

第 22 条 日本語教育課程を受講する者は、学納金として受講料入学検定料・入学金、授業料その他としてそれぞれ以下の表に掲げる額を納入しなければならない。

学費内訳	1年目	2年目
入学検定料	30,000円	0円
入学金	80,000円	0円
授業料	670,000円	670,000円
施設費	40,000円	40,000円
設備費	40,000円	40,000円
教材費	30,000円	30,000円
課外活動費	15,000円	15,000円
保険料	15,000円	15,000円
健康管理費	10,000円	10,000円
その他必要諸経費	532,800円	522,800円
計	1,462,800円	1,342,800円

(受講料の返還)

第 23 条 日本語教育課程又はコースを中途終了する者は、申し出により、以下の式により算出した額から千未満を切り捨てた額の返還を受けることができる。ただし、受講料の全額を納入していない場合には、この限りでない。

納入した受講料 × 残りの授業時数が当該日本語教育課程又はコースの授業時数全体に占める割合

## 第8章 賞罰

(賞罰)

第 24 条 成績優秀にして他の模範となる者については、機関長はこれを表彰することができる。

(除籍)

第 25 条 基本料又は受講料の納入を怠り、督促を受けてなお納入しない者については、機関長は在籍の許可を取り消し、又は除籍することができる。

2 長期にわたり連絡がとれない者については、機関長は除籍することができる。

## 第9章 雜 則

(寮)

第 26 条 寮に関する事項は、機関長が別に定める。

(健康診断)

第 27 条 健康診断は、毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第 28 条 この学則の施行についての細則は、機関長が別に定める。

附則この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。